

「協働のガイドライン（改定素案）」へのコメントに対する市の考え方（案）

（茅ヶ崎市民活動サポートセンターと市との意見交換）

1. 改定素案に関してご検討いただきたい点

○『協働のガイドライン』の想定読者について

「『協働のガイドライン』改定の概要について（案）」（令和3年8月5日市民自治推進課作成参考資料）で、「職員向けの手引き」と明記していますが、読者に市民を想定した表現部分も混在しているので、職員向けであることを意識して全体の書き方を統一させた方が読みやすいです。

■市の考え方

市民向けの表現も混在している部分がありましたので、表現を修正します。併せて、今後は位置づけや表現を明確にして取り扱っていきます。

○『協働のガイドライン』見直しの理由について

P.1の「改定の趣旨」については、全体的なトーンが、条例や総合計画に位置付けられているからやらなければならない、社会情勢にマイナスの要因が増えているので協働が求められている、など、受け身的な表現が多く、前向きな姿勢があまり感じられません。

協働推進事業の見直し理由も「実施件数が減少傾向であった」というひとことに集約されてしまっています。初めてこのガイドラインに触れる職員にとっては、これまでの制度のどこにどんな問題があって何を見直しするのか、もう少し説明があると改定の必要性が理解しやすいのではないかと考えます。また、ガイドラインを改定することによって、これからどのような展望が開かれるのか、建設的な表現があった方が、積極的に「協働」に取り組む姿勢が生まれるのではないのでしょうか。

■市の考え方

当該部分の表現を修正するとともに、他の項目においても市への効果を強調するなどで表現を見直します。

○『協働のガイドライン』を活用する対象者について

サブタイトルにある「みんなで」という言葉からは、様々な主体同士が関わる「協働」のイメージがありますが、P.2で「本ガイドラインでは主に『市民活動団体等と市との協働』について解説」と説明しています。タイトルに「市民活動団体等と市との協働ガイドライン」と明記した方がわかりやすいのではないのでしょうか。

■市の考え方

当該ガイドラインは協働推進事業の廃止等を踏まえた改定版であることから、現時点でタイトルは変更しない方向で検討しています。なお、ガイドラインについては継続的に改定を検討する予定であるため、引き続き検討課題とさせていただきます。

○「協働によってもたらされる効果」（p.4）の対象範囲について

P.4「協働によってもたらされる効果」では、市役所が「協働」に取り組むことによる効果が示されていません。市役所への効果もあるのではないのでしょうか。例えば、協働に取り組むことで、従来の市役所の仕事の仕方や仕組みが変わる、とか、市民目線で市の仕事の内容・進め方を見直すことができるなど、協働は、市役所の組織や職員の意識を変える契機となる可能性を秘めているのではないのでしょうか。もし、市役所や職員にとってのプラスの効果が明示されれば、職員の姿勢も前向きになるのではないのでしょうか。具体的には、以下の部分の変更を提案します。

- ・ P.4「協働によってもたらされる効果」の下線部に「行政」を加筆

協働によるまちづくりを推進することで、市民、市民活動団体、行政等それぞれ

- ・ P.4「表」中に、新たに「行政枠」を設け、以下の効果を追加

行政 ・ 市民との対話による信頼関係の構築

- ・ 市民協働事業の成果を「政策」形成に反映
- ・ 領域横断的な発想や市民との共同経営感覚の会得

- ・ P.4「表」中の「市民活動団体・事業者等」の効果に、「蓄積された活動成果の事業化」を追加

■市の考え方

表現を修正します。なお、当該部分は「2. 協働の意義」とも関連することから、引き続き表現を検討します。

○「協働の実施形態」(P.4) について

・ P.4 (2) 指定管理者の説明文に「地域住民が多く参加している地域組織や市民活動団体等の施設と関わりが深い者を指定管理者として施設の管理運営を委ねる」とあります。しかし、現在サポセンは、全国公募型で指定管理者を選定しており、この文章は当てはまりません。今後も、現行の指定管理者制度が変わらないのであれば、文章表現を見直す必要があるのではないのでしょうか。この表現のままだと、読者に、サポセン等の施設は非公募で指定される印象を与える可能性があります。

・ P.4 (6) 補助、(7) 後援について、市 HP の「協働事業」のページでは、「非営利団体等への支援の実績一覧表」という形での掲載となっており、「支援」という位置づけになると対等ではない感じがします。「協働」と「支援」の関係について、より分かり易い整理が必要ではないのでしょうか。

■市の考え方

協働の実施形態については、げんき基金補助事業との整理や協働を推進する具体的な施策と併せて引き続き検討します。

○「協働を推進するために」(P.10) の項目について

平成 27 年 3 月改訂版の最後のページ「(4) 推進体制」の表現は簡潔でわかりやすく、市としての積極的な取り組み姿勢が感じられます。市民自治推進課の役割にあった「協働事業を推進するための総合窓口」「協働に関する仕組みの構築」「多様な広報媒体等を通じた市民等への周知・啓発」「(職員の) 協働体験の蓄積」といった文言を削除したのは、どのような理由なのでしょう。

また、上記改訂版では、この項目のはじめに「目指すべき方向性」が語られていました（提案型協働事業の推進を前提とした表現ではありましたが）。今後、「協働」の新たな仕組みが、どのような方向性で進

められるのか、ゴールのイメージを提示することが不可欠ではないでしょうか。

■市の考え方

ご意見の通り、現行ガイドラインの「(4)推進体制」は「第3 協働推進事業」内に位置づけられていたものです。協働全体に通じる表現に修正するとともに、今後の協働を推進する具体的な施策と併せて引き続き内容を検討します。

○協働の実施にあたっての留意点について

P.8 の「3. 協働の実施にあたって」の「(1) 協働で事業を実施する際の留意点」について、以下の下線部分を加筆修正

(現行)・事前に役割分担等について十分な協議を行う。

(提案)・事前に互いの特性や立場の違いを理解した上で、役割分担等について十分な協議を行う。

■市の考え方

ご意見を踏まえて修正します。

○職員研修資料に関する提案について

P.10 : 「1. 市 (1) 市民自治推進課」の2 行目に下線部を加筆修正

管理職及び一般職員を対象の職員研修を行うなかで「職員のための協働 Q&A」「よりよい協働事業のためのチェックシート」を作成して、意識向上などに取り組みます。

* 「職員のための協働 Q&A」「よりよい協働事業のためのチェックシート」は別紙府中市資料参照

■市の考え方

職員研修資料や市民向けリーフレットなどについてはご意見にあった府中市や横浜市などの先行事例を参考に検討して行きます。

2, その他気になった点

・ P.2 コラム内、市民活動の説明にある「営利活動などは除く」→「営利を目的とする活動は除く」

・ P.3 4 (2) の1 行目、「各々の自由な意思に基づいて」とありますが、市は、法令や総合計画に基づいて協働に関わるので、この表現は誤解を生みやすいのではないのでしょうか。

・ P.6 寄附実績や基金残高等の数値データ、マッチングギフト積立 (10 月から休止予定) についての記述があるとよいと思います。

・ P.6 「7 協働の実績」の表のタイトルの (令和元年度) は、不要ではないのでしょうか。

・ p.7 協働の事例としてコミセンが取り上げられていますが、コミセンは非公募の指定管理者施設であり、「随意契約による施設管理委託」に近い実態があることから、より「協働」の効果をアピールできる他の事例に変更した方がよいのではないのでしょうか。

・ P.10 「第3 協働を推進するために」の文中にある「課かい」という表現は、茅ヶ崎市独自の行政用語として使用されてきたと推察されますが、市役所職員以外の市民が、このガイドラインを読んだ際に、「課かい」が何を意味しているかが分かりにくいいため、一般的な表記としての「課内会議」等に変更した方がよいのではないのでしょうか。

・P.10～11 「第3 協働を推進するために」は、各主体の関連性を図示した方が、理解が深まるのではないのでしょうか。

■市の考え方

ご意見を踏まえて検討するとともに、必要に応じて表現を修正します。

3. 質問事項

○『協働のガイドライン』中の「市民活動団体等」の「等」の意味について

「市民活動団体等」の「等」は具体的には何を指しているのでしょうか。P.2 のコラムで、「事業者も協働の主体になる」と説明していることや、現在市の HP の「協働事業」のページにアップされている「令和 2 年度非営利団体等との連携及び協働の実績一覧表」において、事業の相手方として株式会社も多々あることから、「等」は事業者も含む、ということになるのでしょうか？（一覧表の「非営利団体等」に営利企業が含まれるのは、言葉として違和感があります）

なお、P.10「協働を推進するために」の、サポセンの役割にある「市民活動団体等からの相談対応や活動支援」という文言にある「等」とは、事業者も含まれることになるのでしょうか？

■市の考え方

「市民活動団体等」は市民活動（市民活動推進条例「自主的かつ自立的に行う活動で不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的とするもの」）を行うものを示し、市民活動団体だけでなく、市民や事業者を含むものと考えています。

はお、サポセンの役割ですが、サポセン設置条例においても「市民活動を支援するため」となっていることから、市民活動団体以外でも市民活動を行う市民や事業者も含まれると考えています。